

第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画策定

第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定にあたっては、市と社会福祉協議会で協議を重ねるとともに、市の皆さんのニーズを把握するため、地域福祉に関するアンケート調査や地域福祉推進のためのワークショップを開催するなど、市の皆さんの多様な意見を集約し参考にしました。

今後、本計画の基本理念である「ともに生き、ともに安心して暮らすことのできる地域社会づくり」の実現を目指して、地域福祉の担い手である地域住民の主体性を最大限に尊重し、それぞれの取り組みを進めていきます。

なお、本計画は、市ホームページでもご覧になれます。

問合せ 社会福祉課社会福祉係（内線3221）

計画期間…平成29年度から平成34年度までの6年間

基本理念『ともに生き、ともに安心して暮らすことのできる地域社会づくり』

計画の目的

市民の抱える健康福祉ニーズの多様化に対応するため、健康福祉施策の充実に努めるとともに、市民一人ひとりが生きがいのある暮らしができる地域社会づくりを目指して、地域福祉推進のための基盤や体制をつくる本市の「地域福祉計画」と、それを実行するための市民の活動・行動のあり方を定める社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体的に策定した公私協働計画として、中長期的視点に立った本市の地域福祉行政の運営と、市民や各種団体、ボランティアなど民間の活動や行動の総合的な指針としての役割を担った計画です。

地域福祉のイメージ



地域の中にはいろいろな「困った」を抱えた人が生活しています。これらを解決したり、暮らしやすい環境づくりをしていかなければなりません。しかし、行政の行うサービスだけでは難しくなっています。地域で暮らす誰もが、地域福祉の対象者にも担い手にもなります。

基本目標

1. いきいきと自分らしく暮らすことのできる地域づくり 重点施策

- (1) 福祉教育(学習)を充実し、一人ひとりの意識を高めます。
- (2) ボランティア活動などの地域福祉活動を活発にします。

3. みんなで暮らせるまちづくり 重点施策

- (1) 高齢者や障がい者、子育て世帯の地域生活を支援します。
- (2) 孤立しがちな生活困窮者の自立を支援します。
- (3) 地域包括ケアのネットワークづくりを推進します。

2. お互い様の気持ちで支え合う地域づくり 重点施策

- (1) ふれあいと交流を大切にする場づくりを推進します。
- (2) 災害時の備えや孤立を防止するための地域の見守り体制を強化します。

4. サービスを利用しやすい環境づくり 重点施策

- (1) わかりやすく行き届くように情報を提供します。
- (2) 信頼される相談しやすい体制を整えます。
- (3) 権利擁護体制を充実します。